

福教大経政第143号
令和6年9月24日

教育学部長
教育学研究科長
附属学校部長
事務局長 殿

福岡教育大学長
飯 田 慎 司

防災気象情報発表時の教職員の対応について（重要通知）

教職員の安全を確保することを目的として、宗像市から高レベルの防災気象情報が発表された場合等に、下記のとおり対応することとしましたので通知します。

記

1. 対応内容

宗像市から「避難指示（警戒レベル4）」及び「緊急安全確保（警戒レベル5）」（以下「レベル4以上」という。）が発令されている間は、原則として、教職員の学内（赤間キャンパス）への立ち入りを禁止する。

また、悪天候・地震等の場合も、風雨の状況や交通機関の状況などを総合的に判断し、立ち入りを禁止することがある。

2. 対応理由

本学の赤間キャンパスの大半は、土砂災害警戒区域に指定されている。

気象庁からの防災気象情報と警戒レベルとの対応によると、「土砂災害警戒情報」は、地元の自治体が「避難指示（警戒レベル4）」を発令する目安となる情報であり、危険な場所からの避難が必要とされる。

このことから、宗像市内においてレベル4以上の防災気象情報が発令された場合は、原則として、避難指示が解除（「高齢者等避難（警戒レベル3）」以下への切り替えを含む。以下、同じ。）されるまでの教職員の学内（赤間キャンパス）への立ち入りを禁止する。

レベル4以上の発令がなされていない悪天候、地震等の場合も、状況によっては立ち入りを禁止することがある。

3. 具体的な対応

教職員は、出勤前に宗像市からレベル4以上が発令された場合等は、出勤時危険回避休暇（特別休暇）で対応し、原則として、避難指示が解除された後に出勤する。

なお、宗像市等が発表する防災気象情報に関わらず、自宅周辺の状況等により、出勤することが著しく困難であると認められる場合においても出勤時危険回避休暇（特別休暇）を取得することができる。

出勤後にレベル4以上が発令された場合等は、原則として、学外（赤間キャンパスの敷地外）へ待避するものとし、その場合は退勤時危険回避休暇（特別休暇）を適用する。

事務職員（非常勤職員を含む）については、業務の継続が必要であると勤務時間監督者が判断した場合に限り「災害発生時の在宅勤務の実施について」により、在宅勤務を実施するものとする。

宗像市からレベル4以上が発令されたこと等により、原則、赤間キャンパスへの教職員の立ち入りを禁止することについては、本学公式ホームページを通じて周知する。

学生の授業の取り扱いについては、「気象警報等発表時における授業等の取扱いについて（重要通知）」による。

福岡地区、小倉地区、久留米地区の附属学校においては、それぞれ福岡市、北九州市、久留米市から発表される防災気象情報等を踏まえて各地区または各学校で校内への立ち入り禁止（休校）等について判断することとし、立ち入り禁止（休校）等を実施する際には附属学校課へ報告するものとする。

レベル4以上発令時等の事務局対応は、「【参考】事務局対応フロー図」による。

(担当部署)

経営政策課

電話:0940-35-1203

E-Mail : somkacho@fukuoka-edu.ac.jp

【参考】事務局対応フロー図

